

< Sポイントサービス特約：改定箇所 >

改定後	現行
第1条 Sポイントサービス Sポイントサービスとは、当該サービスへの参加各社(以下「参加各社」といいます)が運営する施設(以下「Sポイント優待店」といいます)において、参加各社が発行するSポイントマーク(商標登録番号：第 5748818号)がついた「<u>阪急阪神お得意様カードPREMIUM</u>」(以下「本カード」といいます)を提示することによりポイントが付与され、または利用できるサービスをいいます。なお、当該ポイントを「Sポイント」といいます。	第1条 Sポイントサービス Sポイントサービスとは、当該サービスへの参加各社(以下、「参加各社」といいます。<u>。</u>)が運営する施設(以下「Sポイント優待店」といいます。<u>。</u>)において、参加各社が発行するSポイントマーク(商標登録番号：第 5748818 号)がついた<u>本カード</u>を提示することによりポイントが付与され、または利用できるサービスをいいます。なお、当該ポイントを「Sポイント」といいます。
第2条 Sポイントサービスへの参加 <u>株式会社阪急阪神百貨店（以下「阪急阪神百貨店」といいます）</u>がSポイントサービスに参加することにより、本カードを阪急阪神百貨店以外の参加各社が運営するSポイント優待店(以下「その他優待店」といいます)で利用することができます。 なお、その他優待店については、Sポイントサービスのホームページまたは参加各社のホームページ等でご確認いただけます。	第2条 Sポイントサービスへの参加 <u>阪急阪神百貨店</u>がSポイントサービスに参加することにより、<u>二社が発行する</u>本カードを阪急阪神百貨店以外の参加各社が運営するSポイント優待店(以下「その他優待店」といいます)で利用することができます。なお、その他優待店については、Sポイントサービスのホームページまたは参加各社のホームページ等でご確認いただけます。
第3条 ポイントの付与・利用 その他優待店において本カードを提示することにより付与される、または利用できるSポイントに関する各種条件は、その他優待店の定めによるものとします。	第3条 ポイントの付与・利用 <u>本規約の規定にかかわらず、</u>その他優待店において本カードを提示することにより付与される、または利用できるSポイントに関する各種条件は、その他優待店の定めによるものとします。
第4条 サービス案内 Sポイントの有効期限や付与または利用に関する条件等のSポイントサービスの内容については、<u>阪急阪神百貨店</u>所定の方法により都度ご案内するものとします。	第4条 サービス案内 Sポイントの有効期限や付与または利用に関する条件等のSポイントサービスの内容については、<u>当社</u>所定の方法により都度ご案内するものとします。
第6条 規定外事項 本特約に定めのない事項については「<u>阪急阪神お得意様カードPREMIUM</u>」ポイントサービス規約を適用するものとします。	第6条 会員規約の適用 本特約に定めのない事項については<u>本規約</u>を適用するものとします。